

第8号様式

外交・安全保障調査研究事業費補助金（総合事業）

補助事業実績報告書

1. 基本情報			
事業分野	分野D：領土・海洋をめぐる問題		
事業名	「インド太平洋地域の海洋安全保障と『法の支配』の実体化に向けて：国際公共財の維持強化に向けた日本外交の新たな取り組み」		
事業実施期間	※下記の期間から1つを選択し「○」を記入 () 1年間（平成 年度） () 2年間（平成 年度～平成 年度）（うち 年目） (○) 3年間（平成 29 年度～平成 31 年度）（うち 1 年目）		
責任機関	組織名	公益財団法人日本国際問題研究所	
	代表者氏名 (法人の長など)	野上 義二	役職名 理事長兼所長
	本部所在地	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビルディング 3 階	
	法人番号	2010005018803	
①事業代表者	フリガナ	アイ コウイチ	
	氏 名	相 航一	
	所属部署		役職名 所長代行
	所在地	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビルディング 3 階	
②事務連絡担当者	フリガナ	ハナダ リョウスケ	
	氏 名	花田 龍亮	
	所属部署	研究部	役職名 研究員

		所在地	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビルディング 3 階	
事業実施体制				
事業総括、グループリーダー、研究担当、渉外担当等の別	氏名	所属機関・部局・職	役割分担	
事業統括	野上 義二	日本国際問題研究所 理事長兼所長	事業全般の指導・統括	
事業総括	相 航一	日本国際問題研究所 所長代行	事業全般の総合調整	
事業副統括	中川 周	日本国際問題研究所 研究調整部長	研究事業の総合調整	
(主査)	菊池 努	日本国際問題研究所 上席客員研究員／青山学院大学 教授	総括	
(諮問委員)	竹内 春久	東京大学 公共政策大学院 客員教授／元シンガポール駐箚特命全権大使	外交・安全保障政策専門	
	中谷 和弘	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	国際法専門	
	鮎田 英一	鹿島建設株式会社顧問／第 47 代自衛艦隊司令官（海将）	海洋安全保障専門	

(研究会委員)	石井 由梨佳	防衛大学校 人文社会科学群 国際関係学科 講師	国際海洋法専門
	大庭 三枝	東京理科大学 工学部 教授	アジア地域主義専門
	小原 凡司	笹川平和財団上席研究員	中国安全保障専門
	加藤 洋一	アジア・パシフィック・イニシアティブ 研究主幹／元朝日新聞編集委員	国際安全保障専門
	小谷 哲男	日本国際問題研究所 主任研究員	海洋安全保障専門
	神保 謙	慶應義塾大学 総合政策学部 准教授	東南アジア政治専門
(外部協力者：1年目)	田所 昌幸	慶應義塾大学 法学部 教授	国際政治経済学専門
	イアン・イーストン	プロジェクト2049 リサーチ・フェロー	米国（太平洋）担当
	レナト・デ・カストロ	デラサール大学 教授	フィリピン担当
	トーマス・ダニエル	マレーシア戦略国際問題研究所アナリスト	マレーシア担当
	トラン・トルン・トゥイ	ベトナム外交学院 南シナ海研究所 所長	ベトナム担当
	ビン・リン	シドニー大学法科大学院	中国、国際法担当

(外部協力者：2年目)	後潟 桂太郎	教授 海上自衛隊幹部学校 防衛戦略教育研究部 戦略研究室 教官	日本（インド洋）担当
	アビジット・シン	オブザーバー研究財団 上席研究員兼 海洋政策イニシアティブ 主幹	スリランカ、バン格拉デッシュ担当
	ダルシャナ・バルーア	カーネギー・インド 研究員	インド担当
	サツー・リメイエ	東西センター 所長	米国（インド洋）担当
(委員兼幹事)	花田 龍亮	日本国際問題研究所 研究員	総括補助
(研究助手)	平林 祐子	日本国際問題研究所 研究助手	事務・会計・渉外

2. 事業の背景・目的・意義

1. 事業内容の背景

(1) 海洋における法の支配の動揺

力が支配する国際政治は、法の世界の対極にあるといわれてきた。特に、大国は国際社会のルールより、力による解決をしばしば優先してきた。しかし近年、国際政治の「法化 (legalization)」といわれる現象が起こり、国際紛争を法に基づいて解決しようという機運が高まっている。国際貿易の世界はその代表的な事例であり、世界貿易機関 (WTO) を通じ、貿易紛争を国際ルールに基づいて解決している。領土や海洋権益に関しても、対立を国連海洋法条約 (UNCLOS) に従い、国際海洋法裁判所を通じて解決する努力もなされてきた。

しかし、インド太平洋には、そうした国際政治の法化の前提となる「法の支配の原則」を脅かすような動きがみられる。2016年7月に国連海洋法条約のもとで設置された仲裁裁判所は、中国のいわゆる「九段線」に基づく過剰な歴史的権利を完全に否定、南沙諸島での人工島の造成における法的な問題を指摘し、法的拘束力を持つ最終的な判断を下した。しかし、中国はこれを「単なる紙屑」として無視する姿勢をみせている。軍事力や経済力で優位性を持たない諸国にとって、「法の支配」は対立を力ではなくルールに基づいて解決してくれるという点できわめて重要であるが、現実には、仲裁判断への支持表明を躊躇している国がある。

(2) 規模の小さな諸国の法の支配への姿勢の重要性

この地域の海洋秩序の将来を展望するとき、米中などの大国と同時に、規模の小さな諸国の重要性を指摘できる。インド太平洋における法の支配の原則は、大国のみで維持できるわけではない。本プロジェクトの出発点は、上記の昨年7月の仲裁判断である。この裁定に対するインド太平洋諸国の対応を分類すると、①全面的に支持し、関係国に対して裁定を遵守するよう公然と意見表明した国、②支持し、関係国による裁定の遵守を望みつつも、その立場を消極的な形で示した国、③支持しつつも、公式の意見表明を控えた国、④自国に無関係という立場の国、⑤裁定そのものを「無効」と主張した国となる。

インド太平洋の諸国の対応を仔細に見ると、①の立場をとる国は日米豪など、②はシンガポールなど東南アジアの一部、③は東南アジアの多くや韓国など、④の立場を公然と表明する国はなく、⑤は中国のみであった。カンボジアなどもこの裁定を「紙屑」とまでは断じておらず、総じて言えば、インド太平洋の諸国は中国を除き、濃淡はあるものの、仲裁裁定を支持しているといえる。

(3) 日本の外交課題：法の支配の強化に向けての包括的な政策の必要性

日本外交の目下の政策目標は、②から④の諸国に対して、「法の支配」の重要性に対する共通認識を醸

成し、同じ立場を採る諸国との連携を強め、もって仲裁裁定の実施を含む「法の支配」の強化を図ることである。また、中長期的には、中国に対して、国際ルールへの順守が自国にとっても利益であることを認識させ、その行動の変更を促すことが重要な目的となる。しかし、海洋における法秩序は、法律的側面のみに着目しては確立できない。日本外交には、政治、経済、安全保障を含む包括的な対応が求められており、そこでの課題は以下の三点である。

- 1) 一般に、国際紛争を自国の力で有利に解決する可能性の低い国家（中小国）は国際ルールの強い支持勢力であるが、その支持には濃淡がある。本来全会一致で仲裁裁定を支持しても良さそうな東南アジア諸国の間でも対応が異なっている。地政学的条件、経済発展の度合い、政治体制、内政、その国と域外諸国との政治、経済、安全保障関係など多様な要因が働いている可能性がある。
- 2) 第二は、仲裁裁定を「紙屑」と断じた中国が負ったコストは、決して小さくなく、一度失った評判を回復するのは容易なことではない。それにもかかわらず、なぜ中国はそうした姿勢を採るのか。また、現状、中国は他国にも仲裁判断を否定する立場を支持するよう働きかけているとみられ、その方策は政治、経済、安全保障と多岐にわたる。これらの中国側の政策パッケージを、各国の事情と組み合わせて理解する必要がある。
- 3) 昨年7月の国連海洋法条約仲裁裁定は、南シナ海に関する初めての包括的な裁定であり、海洋安保や法の支配の問題を考えると、最も重要なものである。曖昧模糊とした立場を採るアジア諸国の国内事情や対外関係、地域組織の機能などを踏まえて、法の支配の維持のために仲裁判断を戦略的に活用するために日本が採りうる施策を検討する必要がある。

2. 事業の目的 ※本事業の実施によって何を達成したいのか

(1) インド太平洋諸国の海洋安保政策と法の支配への姿勢への包括的な分析

本事業は、さまざまな政策課題を抱えているインド太平洋諸国の海洋安保政策や海の法秩序への姿勢を明らかにすると同時に、それらを規定する要因を明らかにする。法の支配を支持しつつも、妥協や譲歩を余儀なくされることもある。その背景には、いかなる要因が働いているのか。この理解なしに、効果的な対外政策を遂行することはできない。本事業は、実務経験豊かな諮問委員のアドバイスを受けながら、国際法、国際関係論・地域研究、安全保障研究（海洋安保研究）の三者を糾合した研究グループを組織してこれを解明する。

(2) インド太平洋を包含する政策ネットワークの構築

海洋安保と法の支配は、我が国一国で達成できるものではない。この点で、関係各国の有識者との連携は不可欠である。本事業はインド太平洋諸国において第一線で活躍する数多くの研究者、有識者の

支援を受けながら実施される。このプロジェクトを通じて人的なつながりを強化し、各国の知的コミュニティと海洋安全保障と法の支配のあるべき姿を共有する。

(3) 海洋安保と法の支配の強化に向けて日本がとるべき政策を提示

海洋安保政策や法の支配の課題に取り組むには、国際法、安全保障論、地域研究論の知見を統合した、総合的、統一的なアプローチを必要とする。本事業は、これまでの類似のプロジェクトとは異なり、多様な分野の専門家の共同作業を可能にする組織構成によって、従来の枠を超えた新たな政策指針と方策を提示する。具体的には、各国の国内事情、域外諸国との関係、地域組織の状況などを踏まえて、仲裁裁定へのインド太平洋諸国の支持と履行を促すために日本がとるべき短期、中期の施策を提示する。

(4) 日本における海洋安保研究、海の法秩序の重要性への認識の向上

海洋安保や海の法秩序の問題は日本においてまだ国民の間に十分にその重要性が理解されているとはいえない分野である。実効性のある対外政策を進めるうえで、国民の理解と支持は不可欠である。本プロジェクトは、対外発信やセミナー等の開催を通じて、国民の間に海洋安保や法の支配の重要性への理解を深めたい。

(5) 21 世紀日本外交の在り方を提示する

インド太平洋の大国は内外の深刻な課題を抱え、地域の海洋秩序や法秩序を構築する意思を欠いているようである。中国は経済成長を成し遂げたが、海洋の安全や「法の支配」に反する行動が顕著である。他方で、アメリカの新政権が、法秩序や国際規範を堅持するための政策を今後も継続する可能性は、必ずしも高くない。そうした中で、我が国が果たすべき役割は大きい。21 世紀のインド太平洋が直面する最大の課題の一つである海洋における「法の支配」の確立に向け、本事業は、国内外の第一線で活躍する専門家を糾合し、従来にない、総合的、統一的視野から問題を検討し、21 世紀日本外交の新たな地平の開拓に貢献する。

3. 事業の意義・特徴・卓越性 ※日本外交にとっての意義、本事業の卓越性などを具体的かつ明確に記載。

(1) 海洋安保と法の支配に対する各国の政策に関する包括的な分析と日本がとるべき具体的施策の提示

海洋安保や法の支配については、これまでも様々な研究がなされてきた。しかし、それらの多くが「べき論（こうすべき、ああすべき）」や「望ましい海洋安保政策や法秩序の在り方」を論ずるものであり、インド太平洋諸国の海洋安保政策と法の支配に対する姿勢とその背景を子細に検討したものはほとんどない。関係諸国の政策の実態とその背景を的確に検討することなしに、意義のある政策を提

示することはできない。本事業は、基礎的だが重要な、各国の政策を規定する諸要因を分析検討し、創造的な外交を支援する知的基盤を整える。

(2) 多様な分野の連携によるシナジー

本事業は、インド太平洋の国際関係や地域研究、国際法、海洋安保を専門とする研究者からなる。また、諮問委員には、それぞれの分野での豊かな実務経験を有する有識者に就任を依頼した。問題意識を共有した参加委員の間の、諮問委員と研究会委員の間の、そして、研究グループ以外の国内外の専門家との交流や意見交換を通じて、従来の個別分野ごとの研究を超えた、より幅広い新たな視点から政策指針、具体的方策を提示する。

(3) 海外有識者との緊密な連携

本事業は、当研究所が長年培ってきた海外シンクタンクとの定期協議や研究者間のネットワークを全面的に活用する。当研究所の活動に対しては国際的な評価も高く、本プロジェクトへの支援を提供してくれる数多くのシンクタンクや有識者、専門家がいます。このネットワークを全面的に活用する点で、日本の他の組織にはできない幅広い観点からの作業ができる。

(4) 最前線で活躍するメンバー

参加委員はそれぞれの分野で優れた実績を上げている専門家である。また、海外との研究プロジェクトや国際会議などの常連でもある。政府機関でのプロジェクトにも数多く参加してきた人たちである。海洋安保と法の支配の問題を検討するうえで、日本においてこれ以上のチームを構成するのは困難であろうと自負している。これらの専門家が自分の狭い研究分野を離れて多様な視点から検討することによって、大きなシナジー効果が得られると確信する。

なお、本事業（総合事業・分野D）は、当研究所が別途企画競争に参加している他分野（A, B, C）の事業との相互連携を従来以上に重視して構成されており、これらを統合的に実施することによって日本外交にとって特に重要な課題を一体として網羅し、もって実務的観点からも意義の大きい成果を期するものである。これは、弊所の充実した研究体制や海外ネットワークを最大限活用することによって可能となるものである。

3. 事業の実施状況（ページ制限なし）

1. 研究会の開催

南シナ海の海洋安全保障と法の支配の問題に関する研究会委員の理解を促進するため、南シナ海の問題で重要な役割をはたすとみられる米国、マレーシア、ベトナム各国の安全保障専門家を、また豪州シドニー大学から中国の国際法政策などの専門家を招き、仲裁判断から一年以上が経過した南シナ海問題の現状、海洋における法の支配の原則の現状と課題について意見交換を実施した。

①第一回会合：6月16日・於当研究所

プロジェクトの趣旨説明、今後の進め方、意見交換等

研究主査より、本事業の主旨および問題意識の説明が行われ、委員間で事業内容に関する理解のすり合わせが行われた。また、各委員の役割や今後の日程について、事務局の担当研究員から案内があった。

②第二回会合：7月13日・於当研究所

Prof. Renato De Castro・外部協力員「フィリピンの海洋安全保障と法の支配及びその対応」
レナート・デカストロ・デラサール大学教授より、ドゥテルテ政権の対中国、南シナ海政策について報告が行われた。デカストロ教授の報告では、ドゥテルテの対外政策は対中融和政策に傾斜していると論じられ、ドゥテルテ政権は南シナ海における仲裁判断を軽視しているとの分析が示された。

③第三回会合：10月25日・於当研究所

Mr. Ian Easton・外部協力員 “Wither American Strategy? The Future of U.S. Policy toward Maritime Asia”

イアン・イーストン・Project 2049 研究員から、米国の南シナ海における安全保障政策について報告が行われた。ドナルド・トランプ米国大統領の当選から一年が経過した折に、南シナ海における米国の海洋安全保障政策について、イーストン研究員と研究会委員の間で議論が行われた。イーストン氏によれば、米国は長らくアジアにおける一貫した海洋安全保障政策を持っていないとの主張を展開し、その要因に関する分析を披瀝した。そして、米国政府への提言として、中国の拡大主義への対抗を明確に打ち出す必要性を訴えた。

④第四回会合：1月25日・於当研究所

Mr. Thomas Daniel・外部協力員 “Issues Impacting Malaysia’s Maritime Security Policy and Posture”

トマス・ダニエル・マレーシア戦略国際問題研究所アナリストから、マレーシアの海洋安全保障政策および南シナ海問題への対応について報告が行われた。ダニエル氏によれば、マレーシアは海洋国家として海洋安全保障に大きな関心を有する一方、包括的な戦略はないとの由。海軍の政策コミュニティでは、マレーシアは” Small country with little capacity” との考え方が広く共有されている一方、法執行機関は南シナ海における違法漁業や海賊行為について積極的に対処する等、

より積極的に海洋の安全に寄与する意思があるとのこと。

⑤第五回会合：3月28日・於当研究所

Dr. Tran Truong Thuy・外部協力員”Regional Perspective: Vietnam’s maritime security policy in the South China Sea and the Rule of Law”

Prof. Bing Ling・外部協力員”China’s Attitude to the International Legal Process in the Xi Era: The Case of South China Sea in the Wake of the PCA Arbitration”.

ビン・リン・シドニー大学ロースクール教授とトラン・トルン・トゥイ・ベトナム外交学院南シナ海研究センター長を招き、日本の有識者と円卓会議形式で議論を行った。ビン教授は、南シナ海における中国の政策を国際法の視点から分析し、2016年7月の仲裁判断以降の中国の政策の変化を解説した。トゥイ博士は、ベトナムの仲裁判断後の南シナ海問題に対する見方とベトナムの海洋安全保障政策について議論を行った。最後に当研究所の小谷哲男主任研究員から各報告についてコメントがあり、出席の委員との間で意見交換が行われた。

(研究会メンバー及び担当パート)

- ・主査： 菊池 努 (青山学院大学教授/当研究所上席客員研究員) (総括)
- ・諮問委員： 竹内 春久 (東京大学公共政策大学院客員教授) (外交・安全保障政策)
- ・諮問委員： 中谷 和弘 (東京大学大学院法学政治学研究科教授) (国際法)
- ・諮問委員： 鮎田 英一 (㈱鹿島建設顧問) (海洋安全保障)
- ・委員： 石井 由梨佳 (防衛大学校講師) (国際海洋法)
- ・委員： 大庭 三枝 (東京理科大学工学部教授) (アジア地域主義)
- ・委員： 小原 凡司 (笹川平和財団上席研究員) (中国安全保障)
- ・委員： 加藤 洋一 (アジア・パシフィック・イニシアティブ研究主幹) (国際安全保障)
- ・委員： 小谷 哲男 (日本国際問題研究所主任研究員) (海洋安全保障)
- ・委員： 神保 謙 (慶応義塾大学総合政策学部准教授) (東南アジア政治)
- ・委員： 田所 昌幸 (慶応義塾大学法学部教授) (国際政治経済学)
- ・外部協力者： イアン・イーストン (Project 2049 Institute リサーチフェロー) (米国(太平洋))
- ・外部協力者： レナート・デ・カストロ (デラサール大学教授) (フィリピン)
- ・外部協力者： トーマス・ダニエル (マレーシア戦略国際問題研究所) (マレーシア)
- ・外部協力者： トラン・トルン・トゥイ (ベトナム外交学院南シナ海研究所所長) (ベトナム)
- ・外部協力者： ビン・リン (シドニー大学法科大学院教授) (中国、国際法)
- ・委員兼幹事： 相 航一 (日本国際問題研究所所長代行) (プロジェクト総括)
- ・委員兼幹事： 中川 周 (日本国際問題研究所研究調整部長) (プロジェクト総括)
- ・委員兼幹事： 花田 龍亮 (日本国際問題研究所研究員) (総括補助)
- ・担当研究助手： 平林 祐子 (日本国際問題研究所研究助手) (事務・会計・渉外)

2. 調査出張 (国内／海外への調査出張。案件毎に以下の項目を要記載。)

該当なし

3. 海外シンクタンクとの連携

(1) 第31回 Asia Pacific Roundtable (APR) (2017年5月22日－5月24日、於：クアラルンプール)

マレーシア戦略国際問題研究所 (ISIS) が主催する本円卓会議は、アジア太平洋の安全保障をテーマに、30年近くの歴史を持つ代表的で大規模なトラック2の国際会議である。今次会合では、「新しい大国間関係」、「アジア諸国のアメリカ観」、「ASEANの変革」、「サイバー安全保障」等について活発な議論や意見交換が行われ、海洋安全保障に関する地域情勢や地域秩序の動向、主要国の戦略動向について、有意義な知見を得ることができた。当研究所から、野上理事長および花田龍亮研究員が出席した。野上理事長の他、日本からは高原明生・東京大学教授、松原実穂子・パロアルトネットワークス株式会社チーフセキュリティーオフィサーが登壇した。

(出張者)

- ・野上 義二 (日本国際問題研究所理事長)
- ・花田 龍亮 (日本国際問題研究所研究員)

会議参加者：280名程度 (主催者発表)

参加国 (司会者、発表者のみ集計)：

ASEAN10、日、米、印、中、韓、英、露、豪州、NZ、カナダ

主催者：マレーシア戦略問題研究所 (ISIS)、ASEAN-ISIS

後援団体：アデナウアー財団、中国大使館、UEM グループ、国際交流基金 (日本)

(2) CSCAP 第47回運営委員会 (2017年5月24日－25日、於：クアラルンプール)

アジア太平洋地域安全保障協力会議 (CSCAP) は、地域の安全保障課題をテーマとして、ARFをはじめとする政府レベルへの政策提言を目的とする、20年余りの歴史を持つ代表的なトラック2の国際組織である。当研究所から、野上義二理事長、菊池努上席客員研究員、花田龍亮研究員が今次運営委員会に出席した。インド太平洋地域の主要な研究機関の代表と交流および意見交換を行うことで、当研究所の国際的なネットワークの強化に貢献した。野上理事長は CSCAP 非 ASEAN 国共同議長 (任期は2018年6月まで) として、会議を取り仕切った。

(日本側)

- ・野上 義二 (日本国際問題研究所理事長)
- ・菊池 努 (青山学院大学教授/日本国際問題研究所上席客員研究員)
- ・花田 龍亮 (日本国際問題研究所研究員)

(主な出席者)

- ・アジア太平洋地域の約20か国の CSCAP 代表約50名が出席。

(3) 第3回日印安全保障トラック 1.5 対話 (DPG) (2017 年 5 月 30 日、於：当研究所)

日本国際問題研究所とデリー政策グループ (Delhi Policy Group) が共催する本会議は、日印の政府関係者、有識者を集め、地域の安全保障問題について率直な意見交換を目的とする会議で、第 3 回目が東京で開催された。協議内容は主に、両国の安全保障環境の認識、米国新政権への日印の認識、二国間の安全保障協力の在り方の三点であった。日本からは、外務省総合政策局、アジア大洋州局、防衛省防衛政策局、海上自衛隊等から高いレベルの参加者があり、インド側有識者と活発な意見交換を行った。会議翌日には、外務大臣政務官へのインド側参加者による表敬訪問を行った。

(日本側)

- ・野上 義二 (日本国際問題研究所理事長)
- ・山上 信吾 (日本国際問題研究所所長代行)
- ・相 航一 (日本国際問題研究所研究調整部長)
- ・高木 誠一郎 (日本国際問題研究所研究顧問)
- ・菊池 努 (青山学院大学教授/日本国際問題研究所上席客員研究員)
- ・金田 秀昭 (日本国際問題研究所客員研究員)
- ・四方 敬之 (外務省アジア大洋州局参事官)
- ・徳地 秀士 (政策研究大学院大学シニアフェロー)
- ・伊澤 修 (防衛省防衛政策局局長)

(インド側)

- ・Amb. Hemant Krishan Singh, Director General, DPG
- ・Amb. Biren Nanda, Senior Fellow, DPG
- ・Brig. Arun Sahgal (Retd.), Senior Fellow, DPG
- ・Lt. Gen. Anil Kumar Ahuja (Retd.), Senior Fellow, DPG
- ・Vice Admiral Pradeep Chauhan (Retd.), Senior Fellow, DPG
- ・Cmde Lalit Kumar Kapur (Retd.), Senior Fellow, DPG
- ・Dr. Arvind Virmani, Distinguished Fellow, DPG
- ・Ms. Antara Singh Ghosal, Research Associate, DPG
- ・Mr. Amit Kumar

(4) ADR 主催 “The Framework Code of Conduct, One year After Arbitration (2017 年 7 月 11 日ー12 日、於：マニラ)

フィリピンの独立系シンクタンク、アルバート・デル・ロザリオ (ADR) 研究所が主催した「南シナ海の行動規範枠組み：仲裁判断から一年を経て」に関する会議。相航一・所長代行が出席し、南シナ海仲裁判断の重要性、日本にとっての南シナ海の重要性、そしてシンクタンクが南シナ海問題において果たすべき役割について講演を行った。会議には、ロレンザーナ国防相の他、デルロザリオ前外相、ゴレス元国家安全保障会議顧問、カルピオ全最高裁判所判事など、フィリピンの政府要職を歴任した有識者が参加した。また、本会議および出張の講演の概略は、2017 年 7 月 12 日付産経新聞にて紹

介された。

(出張者)

- ・相 航一（日本国際問題研究所所長代行）

(主な出席者)

- ・Prof. Dindo Manhit, President , Strarbase ADR Institute
- ・Amb. Albert F. Del Rosario, Chairman, ADR Institute
- ・Hon. Roilo A. Golez, Former National Security Advisor
- ・Hon. Antonio T. Carpio, Senior Associate Justice, Supreme Court of the Phillipines
- ・Dr. Jay Batongbacal, Director, University of the Philippines Institute for Maritime Affairs and Law of the Sea
- ・Dr. Ginnie Bacay-Watson, Professor, Daniel K. Inouye Asia-Pacific Center for Security Studies
- ・Hon. Delfin Lorenzana, Secretary, Department of National Defense

(5) 日・マレーシア海洋安全保障協力会議（2017年7月18日、於：当研究所）

本会議は、日本とマレーシアの海洋安全保障協力に関して、トラック 2 の立場から闊達に議論することを目的として、マレーシア海洋政策研究所（MIMA）と日本国際問題研究所（JIIA）が共催したものである（後援：日本国外務省、在マレーシア日本大使館、マレーシア外務省）。マレーシアからは、MIMA の Tan Sri Dato' Seri Ahmad Ramli Hj. Mohd Nor（退役海将）・MIMA 理事長を団長に、MIMA の幹部・研究員の他、マレーシア外務省、海事局、海軍、海上法令執行庁などから計 11 名が訪日し、日本側の野上義二・JIIA 理事長をはじめ、有識者、政府関係者と意見交換を行った。また、ベトナム、シンガポール、フィリピン、インドから有識者が出席し、海洋に関する議題について報告を行った。

(日本側)

- ・野上 義二（日本国際問題研究所理事長）
- ・相 航一（日本国際問題研究所所長代行）
- ・高木 誠一郎（日本国際問題研究所研究顧問）
- ・菊池 努（青山学院大学教授/日本国際問題研究所上席客員研究員）
- ・小谷 哲男（日本国際問題研究所主任研究員）
- ・花田 龍亮（日本国際問題研究所研究員）
- ・福本 出（石川製作所東京研究所長）
- ・Monika Chansoria（インド陸上戦闘研究所上級フェロー/日本国際問題研究所海外フェロー）
- ・Renato De Castro（デラサル大学教授/日本国際問題研究所海外フェロー）

(マレーシア側)

- ・Mohamad Zul ARIFF Bin Abdullah, Researcher, MIMA

- Mohd. ARSHAD b. Atta Mohamad, Editor/Technical Advisor, MIMA
- Dato' BAHARIN b. Dato' Abdul Hamid, Director General, Marine Department Malaysia
- Dato' CHIN Yoon Chin (Rtd), Director General, MIMA
- HAMID b. Mohd Amin, Director of Strategic Planning & International Affairs Dept., Malaysian Maritime Enforcement Agency
- HAZNAH bt. Md Hashim, Deputy Director General, Ministry of Foreign Affairs
- Mohd HELMY bin Ahmad, Principal Assistant Director, National Security Council
- Mohd ISHRIM Mohd Ishak, Counsellor, Embassy of Malaysia, Tokyo
- Shafiah F MUHIBAT, Senior Fellow, Maritime Security Programme, RSIS
- Shafiah F MUHIBAT, Senior Fellow, Maritime Security Programme, RSIS
- NGUYEN Thi Lan Anh, Deputy Director General, DAV
- Sumathy PERMAL, Senior Researcher, MIMA
- Ahmad RAMLI b. Hj. Mohd Nor, Chairman, MIMA
- SHAIFUL Nizam b. Abdul Manan RMN, Director of Operation and Exercise Div., Royal Malaysian Navy
- SHARINA Shaukat, Senior Fellow, MIMA

(6) カーネギー・インド平和財団主催会議"Connecting the Bay of Bengal: India, Japan, and Regional Cooperation"(2017年10月26日、於：ニューデリー)

ベンガル湾における海洋安全保障と経済協力を議論する会議。小谷主任研究員は、日本のマラッカ海峡と南シナ海での能力構築支援を例に、ベンガル湾でも同様の協力を日印が地域諸国と検討するべきとする内容を発表した。ベンガル湾での地域協力は発展段階にあり、日本としてもこの地域にさらなる関与をしていく必要性を感じた。

(出張者)

- 小谷 哲男 (日本国際問題研究所主任研究員)

(主な出席者)

- Dr. S. Jaishankar, Foreign Secretary, India
- H. E Kenji Hiramatsu Ambassador of Japan to India
- Dr. C. Raja Mohan, Director, Carnegie India
- Ms. Darshana M. Baruah, Research Analyst, Carnegie India
- Admiral (Retd.) Dr. Jayanath Colombage, Former Chief of Navy, Sri Lanka Navy

(7) インドネシア大学主催会議 “GEO-POLITICAL AND LEGAL DEVELOPMENT POST PERMANENT COURT OF ARBITRATION (PCA) AWARD ON SOUTH CHINA SEA DISPUTE” (2017 年 10 月 31 日、於・ジャカルタ

中比南シナ海仲裁裁判後の状況を、地政学と国際法の観点から議論した。小谷主任研究員は、フィリピンが中国に接近し、仲裁判断を外交上のカードとして使っていないため、中国にとって有利な国際環境が生まれているとした上で、それでも日米や ASEAN 諸国が法の支配と航行の自由の重要性を確認し続けるとともに、軍事演習や能力構築支援を通じて、中国にシグナルを送り続けることが重要だという内容の報告を行った。フィリピンからは今の大統領の下では、親中姿勢は変わりそうにないという指摘があり、中国からは仲裁自体が国際法上無効であるという従来の主張が繰り返された。

(出張者)

- ・小谷 哲男 (日本国際問題研究所主任研究員)

(主な出席者)

- ・ H. E. Arief Havas Oegroseno, Deputy of Maritime Sovereignty, Coordinating Ministry on Maritime Affairs, Republic of Indonesia
- ・ H. E. Retno R. L. Marsudi, Minister of Foreign Affairs, Republic of Indonesia
- ・ H. E. Andri Hadi, Director General for Legal Affairs and International Treaties, Ministry of Foreign Affairs, Republic of Indonesia
- ・ Professor Hikmahanto Juwana, Professor of International Law, Faculty of Law Universitas Indonesia
- ・ Professor Melda Kamil Ariadno, Professor of International Law, Faculty of Law Universitas Indonesia

(8) 第 2 回日・マレーシア海洋安全保障協力ワークショップ (2017 年 11 月 16 日、於：クアラルンプール)

日・マレーシア間の海洋に関する協議として、同年 7 月に東京で行われた会議の第 2 回がクアラルンプールにて開催された。同会議では、トランプ政権発足後の地域の安全保障情勢に対する日・マ両国の見方、グレーゾーン事態に対する法執行機関の役割、海洋をめぐる係争における国際法の利用などが議論された。

小谷主任研究員からは、トランプ政権下での米国の安全保障政策についての現状と見通しが語られたほか、古谷准教授からは海上法執行機関間の協力の在り方や日中間の連絡メカニズムについて、石

井講師からは紛争の平和的解決と日本の取り組みについて議論が行われた。

(出張者)

- ・相 航一（日本国際問題研究所所長代行）
- ・小谷 哲男（日本国際問題研究所主任研究員）
- ・花田 龍亮（日本国際問題研究所研究員）
- ・富田 角栄（日本国際問題研究所研究部主任）
- ・古谷 健太郎（海上保安大学校准教授）
- ・石井 由梨佳（防衛大学校講師）

(主な出席者)

- ・Amb. Makio Miyagawa, Japan Embassy, Kkuala Lumpur
- ・Vice Admiral Tan Sri Dato' Seri Ahmad Ramli Hj. Mohd Nor (R), Chairman Maritime Institute of Malaysia (MIMA)
- ・Admiral Tan Sri Ahmad Kamarulzaman Hj Ahmad Badaruddin, Chief of Navy Royal Malaysian Navy (RMN)
- ・Dr. Ngeow Chow Bing, Deputy Director, Institute of China Studies, University of Malaysia
- ・Dr. Azfar Mustaffar, Director General, Maritime Affairs, Ministry of Foreign Affairs, Malaysia
- ・Captain Ee (Yee) Tai Peng, RMN, Malaysia Institute of Defence and Security (MIDAS)
- ・Mr. Shahrman Lockman, Senior Analyst, Institute of Strategic and International Studies (ISIS), Malaysia
- ・Dr. Rizal Abdul Kadir, Deputy Director General, Maritime Institute of Malaysia
- ・Mr. Mohd Helmy bin Ahmad, Principal Assistant Director, National Security Council, Malaysia
- ・First Admiral Dato' Chin Yoon Chin (R), Director General, MIMA

(9) 第20回日本・EU会議（2017年11月27日－28日、於：ブリュッセル）

本会議は日本とEUの協力につき、安全保障・経済・グローバルな課題等の幅広い視角から実務家と研究者の参加の下に議論を行うことを目的としており、本年度には20回目となる会議がブリュッセルにおいて開催された。今次の会合では「日EU間のSPAとEPA/FTA」、「持続可能な成長へ向けて」、「海洋ガバナンス：海洋安全保障と安全への挑戦」と題した3つのセッションが設けられ、当研究所から

は菊池努上席客員研究員、佐藤俊輔研究員がそれぞれ第3セッションの報告者、コメンテーターとして参加した。本会議では日EU関係全般に加え、特にEUの海洋安全保障・ガバナンス戦略、日EU間の海洋における協力の可能性について議論が深められた。

(出張者)

- ・ 菊池 努 (青山学院大学教授/日本国際問題研究所客員研究員)
- ・ 佐藤 俊輔 (日本国際問題研究所研究員)

(主な参加者)

- ・ Prof. Christian Kaunert, IES-VUB
- ・ Prof. Takako Ueta, International Christian University
- ・ Amb. Akira Kono, Mission of Japan to the EU
- ・ Ms. Paola Pampaloni, Deputy Managing Director for Asia Pacific, EEAS
- ・ Mr. Mauro Petriccione, EU Negotiator, Economic Partnership Agreement, European Commission, DG Trade
- ・ Mr. Masahiro Nakata, Mission of Japan to the EU
- ・ Prof. Yoritumi Watanabe, Keio University
- ・ Mr. Joao Aguilar Machado Director-General, European Commission, DG MARE

(10) 仏戦略研究財団(FRS)主催セミナー” Security in East Asia from North Korea Proliferation Strategy to Maritime Security and Global Stability under the New Situation (2017年12月5日、於：パリ)

本会議では、東アジアの安全保障環境について、北朝鮮問題、中国の海洋進出、中印国境問題などが議論された。日本からは日本国際問題研究所の相航一・所長代行、モニカ・チャンソリア上席客員フェローの他、香田洋二・元海将なども出席し、日本周辺の安全保障環境について欧州の専門家と議論を行った。

中国や北朝鮮問題に対して、従来、日本や米国とは必ずしも同等の脅威認識を有していたとはいえ、ない欧州の専門家も、現在の朝鮮半島における事態の深刻化や中国の一带一路や16+1等の積極的な対外経済政策により、この地域に強い関心を有していることが確認された。

(出張者)

- ・相 航一（日本国際問題研究所所長代行）
- ・Monika Chansoria（日本国際問題研究所上席客員フェロー）

（主な出席者）

- ・Dr. Valerie Niquet, Head, Asia Program FRS
- ・Vice-Admiral (ret) Yoji Koga
- ・Dr. Nguyen Thi Lan Anh, Deputy Director General, Institute for East Asia (South China Sea) Studies
- ・Mr. Nicolas Regaud, DGRIS
- ・Mr. Gilles Boquerat, Associate Senior Researcher on India and Pakistan, FRS
- ・Prof. Hajime Izumi, Professor, Institute for International Study, Tokyo International University
- ・Mr. May-Britt Stumbaum, Head of NFG Studies Group, Freie Universitat Berlin
- ・Mr. Michael Pillsbury, Director of the Center of Chinese Strategy Studies, Hudson Institute
- ・Mr. Emmanuel Puig, Special Advisor to the directorate of Strategy, Directorate general of International relations and Strategy, French Ministry of Defense

（１１）CSCAP 第 48 回運営委員会・第 11 回総会（2017 年 12 月 13－14 日、於：チェンマイ）

通常の CSCAP 関連会議同様、財政委員会 (Financial Committee)、企画委員会 (Planning Committee)、運営委員会 (Steering Committee、全体) の三つの会議が行われ、CSCAP の運営方針、財政状況などが話し合われた。一連の会合の翌日から二日間、隔年開催の CSCAP 総会 (General Conference) が、CSCAP タイ主催で開催された。本総会では、「Ensuring a Peaceful Evolution of Regional Security Order in the Asia Pacific」というテーマで、CSCAP 各国から有識者が招聘され、各パネルにおいて議論が行われた。日本からは、野上理事長が CSCAP 共同議長として開会の挨拶を行った他、Panel 1 “Changing Great-Power Dynamics in the Asia Pacific: Meanings and Consequences” で森聡・法政大学教授、Panel 2 “Beyond 50: ASEAN Centrality and Regional Architecture-Building” で菊池努・青山学院大学教授／日本国際問題研究所客員研究員がそれぞれ報告を行った。

（１２）ロス・アラモス、ローレンス研究所・リヴァモア研究所共催、「21 世紀の戦略兵器」（2018

年 3 月 7 日、於：ワシントン DC)

アラモス、ローレンス・リヴァモア両研究所がワシントンで開催した、「21世紀の戦略兵器」に関する会議にパネリストとして出席した。例年は1月に開催される会議だが、今年は、トランプ政権の核態勢見直し(NPR)報告が2月に公表されたのを受けて、3月開催となった。

同じ議題のもとで毎年開かれる会議だが、今回は、NPR 報告に焦点を当て、私は、ヨーロッパと北東アジアにおける地域的対応について議論する、セッションのパネリストとして招待された。なお、200名近くの参加者の内、アジアからの出席者は、佐藤副会長と日本大使館館員2名の3名だけだった。

会議全体を通じて、今次 NPR 報告と過去の NPR 報告との間に戦略面での一貫性が保たれているとの認識も含めて、新 NPR 報告に対する支持が顕著だった。なお、国防省関係者は、今次 NPR 報告に対する海外の反応について、NATO と日本の支持に言及していた。

また、新たに発表された SLBM 用の low-yield 核弾頭と新 SLCM の開発計画については、非戦略核兵器の「限定的ファースト・ユース」に言及するロシアへの対応策を開発することによって、核使用の敷居を高めることにつながるとの認識が強調された。

その一方で、NPR 報告の実施に要する予算を確保するために、議会、マスコミ等の理解を求める努力を強化すべしとの議論が繰り返され、人材の養成・確保も含めて、核兵器開発・製造体制の将来についての危機感が、関係者の間で広く共有されていることが感じられた。

佐藤副会長からは、海洋発射型核ミサイルの強化は、オバマ政権が廃棄を決めた海洋発射型トマホークの穴を埋めて、アジアにおける米拡大抑止の信頼性向上につながると指摘した。また、北朝鮮問題について、非核化を目指す外交は、最善の場合でも長期化が必至なので、米国と同盟国による抑止態勢の維持・強化が不可欠であると述べ、さらに、「日米同盟の抑止力」という新しい戦略概念のもとで、自衛力と米国との防衛協力の双方を強化する日本の取り組みを具体的に説明した。

今回の会議でも、米政府内外の核戦略専門家の関心がロシアに向けられていることが明らかだったので、「拡大抑止協議」を始めとする政府間協議に加えて、米国の核戦略に係わるこの種の会議に日本政府内外の専門家が出席することが重要だと、あらためて感じた。

(出張者)

・佐藤 行雄 (日本国際問題研究所副会長)

(13) シドニー大学国際安全保障センター主催、“Rethinking Security in the Indo-Pacific Region: A Diplomatic Debate” (2018 年 3 月 8 日、於：シドニー)

シドニー大学国際安全保障センター主催の会議に登壇者として招待された高木誠一郎・研究顧問に同行し、会議出席者や豪州の有識者と海洋安全保障やインド太平洋の安全保障問題について意見交換を行うため、花田研究員がシドニー、キャンベラに出張した。

日米豪印の有識者からそれぞれ国のインド太平洋の安全保障環境に対する見方、中国の台頭への認識、インド太平洋協力の在り方と課題について議論された。基調講演者に園浦健太郎・内閣総理大臣補佐官、パネリストとして、①高木顧問、②Richard Samuels・MIT教授（米）、③Rikki Kersten・Murdoch大教授（豪）、④Brahma Chellaney教授（印）、⑤Peter Varghese・Queensland大学長（元豪州外務次官）が招かれ、James DeDalian・シドニー大学准教授（司会）が司会を務めた。会議では、日本、米国、豪州、インドからそれぞれ有識者が招聘され、インド太平洋地域における安全保障の脅威、四か国協力の在り方などが議論された。

本会議は、日本から首相補佐官、日米豪印からそれぞれ第一線の研究者を招聘しており、ポリシーとアカデミックの対話を、高いレベルで実現できたと考えられる。例えば、インド太平洋戦略について、園浦補佐官は対中国ではないと繰り返し主張した一方、チェラニーは、貿易などの経済的な活動では安保の問題を解決できず、特に中国に対してルールと規範に基づく協力が重要と指摘、高木顧問も、「イ太」戦略は確かに対中封じ込めではないと思われるが、中国に対する「Behaviour modification」であると論じた。

キャンベラでは、豪州戦略政策研究所（ASPI）を訪問し、Mr Michael Shoebridge（ASPI次期所長）、Dr Huong Le Thu・シニアアナリスト、Dr Malcom Davies・シニアアナリストなどと意見交換を行った。議論は、朝鮮半島情勢、中国（中朝、習近平体制）、インド太平洋、Quadと幅広い内容について、自由に議論する形式であった。

北朝鮮について、核・ミサイル問題については共通の理解に基づく議論が行われた一方、拉致の問題に対して、日本の事情を十分に理解していない質問も提起された。中国については高木顧問から、習近平体制について、Institutionalization of quadrilateralについて花田からそのInstitutionalizationの可能性について議論した。

（出張者）

- ・高木 誠一郎（日本国際問題研究所研究顧問）
- ・花田 龍亮（日本国際問題研究所研究員）

（主な出席者）

- ・Mr. Kentaro Sonoura, Special Advisor to the Prime Minister

- ・ Prof. James Der Derian, Director, CISS, University of Sydney
- ・ Prof. Brahma Chellaney, Professor of Strategic Studies, Center for Policy Research, New Delhi
- ・ Prof. Rikki Kersten, Dean of Arts, Murdoch University
- ・ Prof. Richard Samuels, Director Center for International Studies, MIT
- ・ Mr. Peter Varghese, Chancellor, University of Queensland

(14) ベルリン日独センター (JDZB) 主催、"Germany-India-Japan and Free and Open Indo-Pacific (2018 年 3 月 12 日、於：ベルリン)

本会議では、日独印から有識者が招聘され、自由で開かれたインド太平洋戦略についてトラック 2 のレベルで議論された。日本からは、高木誠一郎・当研究所研究顧問の他、鶴岡路人・慶応義塾大学准教授、寺田貴・同志社大学教授が招聘され、日中関係、日欧安全保障協力、TPP を含むアジアにおける地域主義の現状について、各有識者から議論が行われた。

(出張者)

- ・ 高木 誠一郎 (日本国際問題研究所研究顧問)

(主な出席者)

- ・ Dr. Friederike BOSSE, JDZB
- ・ Ambassador Takeshi YAGI, Embassy of Japan)
- ・ Ambassador Ina LEPEL, Director General Asia Pacific, Foreign Office
- ・ Mr. Patrick KÖLLNER, Director GIGA German Institute for Global and Area Studies)
- ・ Mr. C. Raja MOHAN, Director, Carnegie India)
- ・ Mr. Christian WAGNER, Senior Fellow Asia Division, German Institute for International and Security Affairs, SWP)

(15) 日米安保セミナー (2017 年 3 月 19 日、於：ワシントン DC)

米 CSIS と行っている年次トラック 1. 5 会議。今年は日米が北朝鮮政策、中国政策でどのように調整するか議論するとともに、両国の新しい戦略と国内政治状況についても意見交換をした。トランプ政権の下で米国の外交安保政策が不確実性を増す中、貴重な意見交換となった。

(出張者)

- ・野上 義二 (日本国際問題研究所理事長)
- ・相 航一 (日本国際問題研究所所長代行)
- ・菊池 努 (青山学院大学教授/日本国際問題研究所上席客員研究員)
- ・徳地 秀士 (政策研究大学院大学シニアフェロー)
- ・久保 文明 (東京大学教授/日本国際問題研究所上席客員研究員)
- ・高原 明生 (東京大学教授/日本国際問題研究所上席客員研究員)
- ・倉田 秀也 (防衛大学校教授/日本国際問題研究所客員研究員)
- ・中山 俊宏 (慶應義塾大学教授/日本国際問題研究所客員研究員)
- ・小谷 哲男 (日本国際問題研究所主任研究員)
- ・舟津 奈緒子 (日本国際問題研究所研究員)
- ・富田 角栄 (日本国際問題研究所研究部主任)

(主な出席者)

- ・Richard Armitage, President, Armitage International LC
- ・Kurt Campbell, Chairman & CEO, The Asia Group
- ・Amy Catalinac, Assistant Professor of Politics, New York University
- ・Emma Chanlett-Avery, Specialist in Asian Affairs, Congressional Research Service
- ・Zack Cooper, Senior Fellow, Asian Security, CSIS
- ・Patrick Cronin, Senior Adviser and Senior Director, Asia-Pacific Security Program, CNAS
- ・Thomas Cynkin, Vice President, External Affairs, Daniel Morgan Graduate School of National Security
- ・Paul Giarra, President, Global Strategies & Transformation
- ・Bonnie Glaser, Senior Adviser for Asia and Director, China Power Project, CSIS
- ・Michael Green, Senior Vice President for Asia and Japan Chair, CSIS
- ・Scott Harold, Associate Director, Center for Asia Pacific Policy, RAND
- ・Jeffrey Hornung, Political Scientist, RAND
- ・Frank Jannuzi, President and CEO, Maureen and Mike Mansfield Foundation
- ・Jennifer Lind, Associate Professor of Government, Dartmouth College
- ・Bruce Klingner, Senior Research Fellow, Northeast Asia, The Heritage Foundation
- ・Carolyn Leddy, Senior Professional Staff Member, Senate Foreign Relations Committee

- ・ Adam Liff, Assistant Professor, East Asian International Relations, Indiana University
- ・ Mark Manyin, Specialist in Asian Affairs, Congressional Research Service
- ・ Michael McDevitt, Senior Fellow, Strategic Studies, Center for Naval Analyses
- ・ Andrew Oros, Professor of Political Science and International Studies, Washington College
- ・ Jung Pak, SK-Korea Foundation Chair in Korea Studies, Brookings Institution
- ・ Ely Ratner, Senior Fellow for China Studies, Council on Foreign Relations
- ・ Sayuri Romei, Associate Fellow for Security and Foreign Affairs, Sasakawa Peace

Foundation USA

- ・ Eric Sayers, Adjunct Fellow, Asia Program and Japan Chair, CSIS
- ・ Michael Schiffer, Senior Adviser and Counselor, Democratic Staff, Senate Foreign

Relations Committee

- ・ Jim Schoff, Senior Associate, Asia Program, Carnegie Endowment for International Peace
- ・ Benjamin Self, Vice President, Maureen and Mike Mansfield Foundation
- ・ Sheila Smith, Senior Fellow for Japan Studies, Council on Foreign Relations
- ・ Nicholas Szechenyi, Senior Fellow and Deputy Director, Japan Chair, CSIS

4. 公開フォーラムの開催

(1) JIIA フォーラム

講演者：ピラハリ・コーシカン大使（シンガポール共和国・無任所大使）

日時・場所：2018年2月8日（木）14：00-16：00 於：当研究所大会議室

テーマ：「ASEAN50周年の先：日ASEAN協力の未来」

シンガポールから、ピラハリ・コーシカン大使を招き、2017年に設立50周年を迎えた東南アジア諸国連合（ASEAN）が、変化する地域安全保障、経済環境のなかでどのように域内協力を進め、域外パートナーとの関係を構築していくべきかについて講演頂き、参加者との間で意見交換を実施した。

参加者約63名

5. その他

(1) 海外フェロー招聘

氏名：Mr. Edward Schwark (エドワード・シュワック、英国)

所属：Visiting Fellow, Council on Strategic and Wargaming Studies, Taiwan

国間研在籍：2018 年 1 月 18 日－3 月 31 日

研究テーマ：“Chinese Influence Operation in Japan”

4. 事業の成果（公開部分。ページ制限なし）

(1) 本事業全体の成果

日本の外交・安全保障における領土・海洋問題をテーマとして、多岐にわたる事業を実施した。本事業では、事業の中心となる研究会において、研究会委員と海外委員との闊達な意見交換を促進し、基礎的情報収集・調査研究を進めた。さらに、諸外国シンクタンク・有識者との相互理解の増進、日本の主張の世界への発信と国際世論への参画、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進に努め、効果的かつ工夫をこらして事業と施策を実施した。

1. 基礎的情報収集・調査研究における成果

本事業の研究会（10名の専門家で構成）では、計5回の会合を実施した。今年度は、米国、フィリピン、マレーシア、ベトナムなどのインド太平洋における海洋主要国の海洋安全保障政策について各国専門家から報告を受けたほか、中国の国際法政策の専門家を豪州から招き、中国の政策に関する調査も行った。各国分析における主な検討項目は、各国政府の政学的条件と海洋安全保障政策を主として、その国と域外諸国との政治、経済、安全保障関係など、各国の海洋安全保障政策に影響のある要素も対象とした。各国の調査研究では、海外有識者を招聘し、意見交換・インタビューを行い、各国の海洋安全保障に関わる考え方、態勢、政策や課題などを詳細に調査・分析し、平成29年度の調査研究の成果として中間報告をまとめた。同中間報告書は日本語と英文の論考によって構成されており、日本語部分（序論）を約3,500名、英語部分（海外委員による5本の論考）を約4,500名のメーリングリストで配信するとともに、当研究所HP上で公開する（予定）。

以上によって、当研究所の知的基盤はさらに強化された。また、海洋安全保障に関する学際的な知的コミュニティの形成にもつながった。

2. 日本にとって望ましい国際環境の造成

本事業では、欧米・アジアのシンクタンク・有識者との協議や会議を計15回実施し、また当研究所に滞在中の海外フェローを議論に加え、海洋安全保障問題について幅広く意見交換を行った。協議では、主に南シナ海の現状や、中国の海洋進出、南シナ海の埋め立て問題、中比仲裁裁判後の各国の国連海洋法に対する立場などについて議論し、アジアの海洋安全保障問題が単なる領土・海洋管轄権をめぐる問題ではなく、国際法とルールに基づく国際秩序の問題であることを訴え、多くの理解を得た。当研究所が協議をする海外シンクタンクや有識者は、それぞれの国の政策決定に大きな影響力を持つため、これらの協議を通じて、日本の観点を各国の政策立案と国際世論に反映させることができた。また、日本政府が重視する法の支配に基づく海洋安全保障問題への取り組み、そのための各国間

の協力のさらなる推進への支持を得ることもできた。

一部の海外シンクタンクとの協議の開催にあたっては、公開セミナーや意見交換なども行われ、日本国外での我が国の政策の理解促進に貢献した。南シナ海をめぐる比中仲裁判断一周年となる 2017 年 7 月に、フィリピン・マニラで行われた会議では、相航一・当研究所所長代行が海洋秩序構築における日本の役割について講演し、その内容について翌日メディアで紹介された。こうした海外シンクタンクとの協議にあたっては、現地日本大使館との調整や議論を通じ、政策的に有用な議論の実施に努めた。

他方、諸外国のシンクタンクとの非公開の協議を通じて、海洋安全保障問題に関する貴重な情報を得ることができた。特に、南シナ海やインド洋をめぐる海洋安全保障政策の現状、日本や米国との安全保障協力の在り方、仲裁判断を中心とした国際紛争解決における国際法の役割に関する各国の考えを聞くことができたのは貴重であり、これらの情報は研究会での議論に反映させた。また、これら協議の成果は、世界の 7,000 のシンクタンクが相互評価を行うランキングで、当研究所が 14 位に位置づけられていることに表れている。

3. 国民の外交・安全保障問題に関する理解増進における成果

領土や海洋をめぐる問題は、海洋国家である我が国にとって恒常的に重要な問題である。近年、東シナ海や南シナ海問題によって国民の関心も高まってきたものの、国民が日本や各国政府が採用するインド太平洋という戦略的視野で海洋安全保障や法の支配の問題を闊達に議論するためには、インド太平洋地域概念に関するわかりやすい説明や、一つの問題意識のもとで一貫性を有した各国の情勢分析が必要である。

本事業で作成する報告書は、インド太平洋地域概念の地政学的・歴史的背景に関する概説に加え、各国の専門家の最新の分析を集めたものであり、インド太平洋地域とはなにか、なぜ今その戦略的視野が重要なのか、そしてその地域内の各国で海洋安全保障をめぐるなにが起きているのかを明らかにすることで、国民のインド太平洋における海洋安全保障問題の理解促進に寄与している。

また、研究会委員となっている当研究所研究員／客員研究員や、その他の有識者は、メディアや公開のシンポジウム等で南シナ海問題や海洋安全保障、国際法と海洋における法の支配、広くは米国のインド太平洋における安全保障政策などについて発信しており、法の支配の維持に向けた国際公共財の維持とそれに向けた外交政策の重要性に対する国民の理解増進に貢献している。

5. 事業成果の公表 (ページ制限なし)

1. 研究報告書 (中間報告) の作成

初年度の中間報告書として、「南シナ海問題をめぐる法の支配と海洋安全保障：インド太平洋地域諸国の海洋安全保障政策」を刊行する。本報告書では、菊池努・研究会主査が本研究会の問題意識やインド太平洋における海洋安全保障の問題を整理する他、初年度に海外から招へいた有識者が、各国の安全保障政策と南シナ海の問題についての各章を書き下ろしている (英文)。

序論

菊池 努

第1章 Wither American Strategy? The Future of U.S. Policy toward the Indo-Pacific

Ian Easton

第2章 21st Century Philippine Maritime Security Policy: From Balancing to Appeasement

Renato De Castro

第3章 Regional Perspective: Vietnam's maritime security policy in the south China Sea and
The Rule of Law

Tran Thruong Thuy

第4章 Issues Impacting Malaysia's Maritime Security Policies and Postures

Thomas Benjamin Daniel

第5章 China's Attitude to the International Legal Process in the Xi Era: The Case of South
China Sea in the Wake of the PCA Arbitration

Bing Ling

6. 事業総括者による評価（2 ページ程度）

今年度は、米国、ベトナム、フィリピン、マレーシアなど関係各国の海洋安全保障政策について調査・研究を進め、また海洋安全保障の問題で最も重要な要素の一つである、中国の国際法に対する認識について調査を進めてきた。昨年度まで当研究所が実施した「インド太平洋地域における主要国の海洋安全保障政策の『カントリー・プロファイル』」に、より幅広い政策分野の分析を追加したことで、地域の海洋秩序を構築する具体的な外交政策を創造的に構想するための貴重な知的財産を積み上げたといえる。本事業の研究会には、各回とも複数の政策担当者や実務家をオブザーバーまたは報告者として招き、研究会と政府の双方がフィードバックを得ることで、本事業のなかで政策との関連性を常に意識してきた。このように時事的な政策課題との関連性の高いテーマについて学際的アプローチにより多角的な視点から調査・研究を進めることで、次年度に向けた基礎研究調査を完了することができた。

本事業の委員である本研究所の研究員は、日本国内の他のシンクタンクの事業にも積極的に参加しており、本事業での調査・研究成果に基づき、学術的・政策的貢献を行っている。また、笹川平和財団やアジア・パシフィック・イニシアティブなど国内の他のシンクタンクの有識者が本事業の研究委員として参加しており、他のシンクタンクとも恒常的に調査・研究に協力する体制となっている。こうした研究委員は、当研究所が主催する海外シンクタンクとの協議や意見交換会にも招き、シンクタンク業界内での積極的な知的交流に寄与している。

日本にとって望ましい国際環境の醸成という観点を鑑みるに、本事業は諸外国シンクタンクとの協議、海外フェローの招聘などにより、地域各国の有識者に対し、直接に日本の考え方を浸透させてきた。とりわけ、海洋における法の支配の原則やルールに基づく国際秩序の維持など、日本政府が強調してきた考えは、広く地域各国に共有されるようになってきていることが確認された。これらトラック 2 の海外シンクタンクとの協議や、海外フェローの招聘によって、国際的な海洋安全保障研究者のコミュニティの拡大にもつながっており、当研究所は、次年度以降もこのような国際的な専門家のコミュニティで主導力を発揮しつつ、その拡大に努めていく。

また本事業は、日本政府の広報外交の強化にも貢献することを目標としてきた。インド太平洋地域における海洋安全保障と領土問題について、客観的な事実に基づく分析を正確かつ効果的に発信する重要性が増しているなか、本事業が積極的に発信する情報は、日本が有する一級の研究者による実証的な調査研究の成果として認知されている。

その内容は学際的に高いレベルの研究であるのみならず、トラック 1 レベルでの各国政府間の対話への貢献を意識し、トラック 1.5 会議など政府関係者も参加する会議において発表されてきた。ま

た、一部の意見交換会や公開シンポジウムには、東京の各国大使館の担当者を招き、領土や海洋問題における我が国の立場やインド太平洋という戦略的視野の重要性とともに、有識者による包括的かつ多様な議論を発信してきた。こうした当研究所の対外発信活動に対する高い評価は、「世界のシンクタンク・ランキング」において、当研究所が高位に位置づけられていることに表れている。当研究所としては、今後もこのような対外発信を強化していく所存である。